

議題 2

平成 27 年度広島市立高等学校及び広島市立広島中等教育学校入学者選抜の基本方針について

- | | |
|--|----|
| 1 平成 27 年度広島市立高等学校入学者選抜の基本方針（議案第 17 号） | 4 |
| 2 平成 27 年度広島市立安佐北高等学校入学者選抜の基本方針（議案第 18 号） | 9 |
| 3 平成 27 年度広島市立広島中等教育学校入学者選抜の基本方針（議案第 19 号） | 11 |

平成26年6月5日提出

平成27年度広島市立高等学校入学者選抜の基本方針

入学者の選抜は、次により各高等学校、課程、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

第1 全日制の課程

1 選抜（I）

高等学校長が必要と認める場合、中学校長の推薦を受けた者に対し、次により実施することができる。

なお、高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、推薦基準を定めることができる。

（1）選抜の方法

ア 推薦書及び志望理由書

イ 調査書

（ア）調査書中の学習の記録の評定については、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語のそれぞれの教科について指導要録に従って5段階で評定する。

（イ）調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 面接

エ 高等学校長は、上記ア、イ、ウに加えて、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、学力検査以外の独自の選抜方法を実施することができる。

（2）合格者の決定

上記（1）の結果を総合的に判断して決定する。

2 選抜（II）

全ての学科・コースにおいて、次により実施する。

（1）選抜の方法

ア 一般学力検査

（ア）実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科とする。

（イ）実施時間は、各教科それぞれ50分とする。

（ウ）配点は、各教科50点満点で、合計250点満点とする。

高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

- (エ) 検査問題は、広島県教育委員会が作成する。
- (オ) 検査問題は、平成20年文部科学省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とし、次のような点を配慮して出題する。
 - a 基礎的・基本的な知識・理解、技能、思考力・判断力・表現力などを幅広く検査する。
 - b 外国語（英語）については、放送による聞き取り検査も実施する。

イ 調査書

- (ア) 学習の記録の評定及び合計評点
 - a 一般学力検査を実施する5教科については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。
 - b 音楽、美術、保健体育及び技術・家庭については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を2倍する。
 - c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計して195分の130を乗じ、130点満点とする。
- (イ) 学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 面接及び実技検査

高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、面接及び上記(1)ア(ア)に掲げる5教科の他に関連する教科の実技検査を実施することができる。

エ 自校作成問題による学力検査

高等学校長は、広島市教育委員会と協議の上、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

(2) 合格者の決定

- ア 一般学力検査の総得点に2分の1を乗じた点数、調査書の学習の記録の合計評点並びに調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項を総合的に判断して決定する。
- イ 高等学校長は、入学定員の一部について、一般学力検査と調査書の比重を変えて決定することができる。
- ウ 面接、実技検査及び自校作成問題による学力検査を実施した学科・コースにあっては、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。

3 選抜（III）

選抜（I）及び選抜（II）の結果、合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合、次により実施する。

(1) 選抜の方法

ア 調査書

- (ア) 学習の記録の評定及び合計評点

- a 国語、社会、数学、理科及び外国語の教科については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。

- b 音楽、美術、保健体育及び技術・家庭については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を2倍する。
- c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計して195分の130を乗じ、130点満点とする。
(イ) 学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

イ 作文及び面接

(2) 合格者の決定

- ア 上記(1)の結果を総合的に判断して決定する。
- イ 高等学校長は、選抜(II)の一般学力検査の結果を選抜の資料に加えることができる。

4 帰国生徒等の特別入学に関する選抜

国語・数学・外国語（英語）の一般学力検査、作文及び面接の結果（実技検査、自校作成問題による学力検査を実施した場合は、その結果を加える。）並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

第2 定時制の課程

1 選抜(I)

全日制の課程と同様とする。

2 選抜(II)

全日制の課程と同様とする。

ただし、平成27年4月1日現在で満20歳以上の者については、その申請により、学力検査に代えて作文及び面接を実施することができる。

3 選抜(III)

全日制の課程と同様とする。

第3 秋季入学のための選抜

単位制による課程を置き、二学期制を採用し、かつ単位の修得の認定を学期の区分ごとに行う学校においては、高等学校長は別に定める定員の範囲内で、秋季入学のための選抜を実施することができる。

秋季入学のための選抜については、面接及び学校独自の選抜方法の実施結果並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

第4 その他

- 1 選抜（II）における学力検査の結果及び調査書の評定は、平成27年度入学者選抜の受検者のうち不合格者について、簡易開示の方法により、各学校において開示する。
- 2 広島市立安佐北高等学校入学者選抜の基本方針は別に定める。

平成27年度広島市立高等学校入学者選抜の基本方針の変更点

平成26年度	平成27年度（案）
(題名) 平成26年度広島市立高等学校入学者選抜の基本方針	(題名) 平成27年度広島市立高等学校入学者選抜の基本方針
第1 全日制の課程 2 選抜（II） 全ての学科・コースにおいて、次により実施する。 (1) 選抜の方法 ア 一般学力検査 (才) 検査問題は、中学校学習指導要領に準拠した内容とするが、次のこと留意する。 a 中学校2年生及び3年生で学習する内容については、平成20年文部科学省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とする。 b 中学校1年生で学習する内容については、平成10年文部省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とする。ただし、数学及び理科においては、平成20年文部科学省告示の中学校学習指導要領を先行実施した部分を含む。 c 国語における漢字の「読み」の出題等については、平成22年11月30日付け22文科初第1255号「常用漢字表の改定に伴う中学校学習指導要領の一部改正等及び小学校、中学校、高等学校等における漢字の指導について（通知）」の「3 高等学校入学者選抜における学力検査」に基づくものとする。 (カ) 検査問題は、次のような点を配慮して出題する。 a 基礎的・基本的な知識・理解、技能、思考力・判断力・表現力を幅広く検査する。 b 外国語（英語）については、放送による聞き取り検査も実施する。	第1 全日制の課程 2 選抜（II） 全ての学科・コースにおいて、次により実施する。 (1) 選抜の方法 ア 一般学力検査 (才) 検査問題は、平成20年文部科学省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とし、次のようない点を配慮して出題する。 <削除>
ウ 面接及び実技検査 高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、面接及び上記（1）アに掲げる5教科の他に関連する教科の実技検査を実施することができる。	a 基礎的・基本的な知識・理解、技能、思考力・判断力・表現力を幅広く検査する。 b 外国語（英語）については、放送による聞き取り検査も実施する。
第2 定時制の課程 1 選抜（I） 全日制の課程と同様とする。	ウ 面接及び実技検査 高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、面接及び上記（1）ア（ア）に掲げる5教科の他に関連する教科の実技検査を実施することができる。
2 選抜（II） 全日制の課程と同様とする。 ただし、平成26年4月1日現在で満20歳以上の者については、その申請により、学力検査に代えて作文及び面接を実施することができる。	第2 定時制の課程 1 選抜（I） 全日制の課程と同様とする。
第5 その他 1 選抜（II）における学力検査の結果及び調査書の評定は、平成26年度入学者選抜の受験者のうち不合格者について、簡易開示の方法により、各学校において開示する。	2 選抜（II） 全日制の課程と同様とする。 ただし、平成27年4月1日現在で満20歳以上の者については、その申請により、学力検査に代えて作文及び面接を実施することができる。
	第5 その他 1 選抜（II）における学力検査の結果及び調査書の評定は、平成27年度入学者選抜の受験者のうち不合格者について、簡易開示の方法により、各学校において開示する。

平成27年度広島市立安佐北高等学校入学者選抜の基本方針

入学者の選抜は、次により併設型中高一貫教育の特色に配慮しつつ、広島市立高等学校入学者選抜の選抜（I）と同一時期に、次によりその教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

1 選抜

（1）選抜の方法

ア 自校作成問題による学力検査

（ア）検査問題は、広島市教育委員会と協議の上、安佐北高等学校長が作成する。

（イ）検査問題は、平成20年文部科学省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とする。

（ウ）実施教科は、国語、数学及び外国語（英語）とする。

（エ）実施時間は、各教科それぞれ40分とする。

イ 適性検査

（ア）テーマに基づき、創造的・論理的に考え、適切に表現することができる力を検査する。

（イ）実施時間は、50分とする。

ウ 面接

エ 志望理由書

オ 調査書

（ア）調査書中の学習の記録の評定については、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語のそれぞれの教科について指導要録に従って5段階で評定する。

（イ）調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

（2）合格者の決定

上記（1）の結果を総合的に判断して決定する。

2 帰国生徒等の特別入学に関する選抜

自校作成問題による学力検査、作文及び面接の結果並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。広島市立安佐北高等学校入学者選抜と同一時期に行う。

3 その他

入学者選抜の結果に係る簡易開示については、別に定めるところによる。

平成27年度広島市立安佐北高等学校入学者選抜の基本方針の変更点

平成26年度	平成27年度(案)
<p>(題名) 平成26年度広島市立安佐北高等学校入学者選抜の基本方針</p> <p>1 選抜 (1) 選抜の方法 ア 自校作成問題による学力検査 (ア) 検査問題は、広島市教育委員会と協議の上、 安佐北高等学校長が作成する。 (イ) 検査問題は、<u>中学校学習指導要領に準拠した内容</u>とするが、次のことに留意する。 a 中学校2年生及び3年生で学習する内容 については、平成20年文部科学省告示の中 学校学習指導要領に準拠した内容とする。 b 中学校1年生で学習する内容については、 平成10年文部省告示の中学校学習指導要 領に準拠した内容とする。ただし、数学にお いては、平成20年文部科学省告示の中学校 学習指導要領を先行実施した部分を含む。 c 国語における漢字の「読み」の出題等につ いては、平成22年11月30日付け22文科 初第1255号「常用漢字表の改定に伴う 中学校学習指導要領の一部改正等及び小 学校、中学校、高等学校等における漢字の指導 について(通知)」の「3 高等学校入学者 選抜における学力検査」に基づくものとす る。</p>	<p>(題名) 平成27年度広島市立安佐北高等学校入学者選 抜の基本方針</p> <p>1 選抜 (1) 選抜の方法 ア 自校作成問題による学力検査 (ア) 検査問題は、広島市教育委員会と協議の上、 安佐北高等学校長が作成する。 (イ) 検査問題は、<u>平成20年文部科学省告示の中</u> <u>学校学習指導要領に準拠した内容</u>とする。</p> <p style="text-align: right;"><削除></p>

平成27年度広島市立広島中等教育学校入学者選抜の基本方針

入学者の選抜は、中高一貫教育の特色に配慮しつつ、次により広島市立広島中等教育学校に対する意欲・適性等を判断して行うものとする。

1 選抜の方法

(1) 適性検査

ア 次により、小学校教育において身に付けた総合的な力を検査する。

(ア) 適性検査1 テーマに基づいて、文章等で表現する。

(イ) 適性検査2 資料等をもとに、課題を解決する。

イ 実施時間は、適性検査1は45分、適性検査2は90分とする。

(2) 面接

(3) 志望理由書

(4) 調査書

調査書は、指導要録に基づき、作成されたものとする。

2 合格者の決定

上記1の結果を総合的に判断して合格者を決定する。

3 帰国児童等の特別入学に関する選抜

適性検査及び面接の結果並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

4 入学定員

入学定員は、120名とする。

5 その他

入学者選抜の結果に係る簡易開示については、別に定めるところによる。

「平成27年度広島市立広島中等教育学校入学者選抜の基本方針（案）」についての前年度との変更点

新旧対照表

平成26年度	平成27年度（案）
(題名) 平成26年度広島市立広島中等教育学校入学者選抜の基本方針	(題名) 平成27年度広島市立広島中等教育学校入学者選抜の基本方針

(参考 1)

高等学校入学者選考に関わる法令

学校教育法

第 59 条 高等学校に関する入学、退学、転学その他必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

学校教育法施行規則

第七十八条 校長は、中学校卒業後、高等学校、高等専門学校その他の学校に進学しようとする生徒のある場合には、調査書その他必要な書類をその生徒の進学しようとする学校の校長に送付しなければならない。ただし、第九十条第三項(第百三十五条第五項において準用する場合を含む。)及び同条第四項の規定に基づき、調査書を入学者の選抜のための資料としない場合は、調査書の送付を要しない。

第九十条 高等学校の入学は、第七十八条の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査(以下この条において「学力検査」という。)の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

- 2 学力検査は、特別の事情のあるときは、行わないことができる。
- 3 調査書は、特別の事情のあるときは、入学者の選抜のための資料としないことができる。
- 4 連携型高等学校における入学者の選抜は、第七十五条第一項の規定により編成する教育課程に係る連携型中学校の生徒については、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができる。
- 5 公立の高等学校に係る学力検査は、当該高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が行う。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学すること。

(参考2)

平成26年度広島市立高等学校及び広島中等教育学校の入学者状況について

1 広島市立高等学校の入学者状況

			総定員	入学者数	選抜(I)			選抜(II)			選抜(III)	
基町	全日制	普通			定員	志願者数	倍率	定員	志願者数	倍率	定員	志願者数
		普通(創造表現)	40	40	20	56	(2.80)	20	38	(1.90)		
舟入	全日制	普通	320	320	64	156	(2.44)	256	362	(1.41)		
		普通(国際コミュニケーション)	40	40	20	52	(2.60)	20	38	(1.90)		
広島商業	全日制	みらい商業	240	240	120	168	(1.40)	120	157	(1.31)		
広島工業	全日制	機械	40	40	20	37	(1.85)	20	59	(2.95)		
		自動車	40	40	20	25	(1.25)	21	26	(1.24)		
		電気	40	40	20	35	(1.75)	20	31	(1.55)		
		情報電子	40	40	20	42	(2.10)	20	54	(2.70)		
		建築	40	40	20	30	(1.50)	20	34	(1.70)		
		環境設備	40	40	20	33	(1.65)	20	38	(1.90)		
	定時制	工業技術	40	35	20	7	(0.35)	33	44	(1.33)	6	6
大手町商業	定時制	ビジネス創造科(昼間)	40	40	20	49	(2.45)	20	44	(2.20)		
		ビジネス創造科(夜間)	40	40	20	16	(0.80)	20	17	(0.85)		
安佐北	全日制	普通	120	83	42	15	(0.36)					
沼田	全日制	普通	280	280	56	127	(2.27)	224	312	(1.39)		
		普通(体育)	40	40	20	20	(1.00)	20	20	(1.00)		
美鈴が丘	全日制	普通	280	280	56	99	(1.77)	224	332	(1.48)		
合計		全日制	1920	1883								
		定時制	120	115								

※帰国生徒等の特別入学に関する選抜による志願者数 0名

2 広島中等教育学校入学状況

	募集定員	入学者数	志願者数	倍率
平成26年度	120	118	466	3.88

※帰国児童等の特別入学に関する選抜による志願者数 1名